

京都府知事 山田 啓二 様

**生活支援緊急対策と
2010年度京都府予算
に対する申し入れ**

2009年11月26日

日本共産党京都府会議員団

団長 新井 進

8月に行なわれた総選挙で、「構造改革」路線に対し国民的な審判が下り、自公政権は退場に追い込まれた。今、構造改革による深刻な生活破壊に加え、長引く不況により、営業や暮らし、雇用に、いっそう困難な状況が広がっている。しかも、厚生労働省調査では「年末年始に支援が必要な人数は23万人以上となる可能性がある」と発表するなど、その対策は一刻の猶予も許されないほどひっ迫している。

今ほど、「住民の福祉の増進を図る」地方自治体が本来の役割を果たし、緊急対策も含め、本格的な生活・中小企業・雇用に支援する施策を抜本的に強化することが求められている時はない。

ところが、政府は、新たな負担を強いる後期高齢者医療制度の廃止を先延ばしにし、事業仕分けにより総枠削減ありきで、これまでの必要な施策の廃止方針を出すなど、誠実に国民の実態にこたえられていない状況がある。しかも、本府では、「府民満足度最大化プラン」に見られるように、府民に「自立と自助」、「受益と負担」を押し付ける府政運営が行なわれている。これでは、構造改革によりズタズタにされてきた府民の生活や雇用、営業を支援し、再生することはできない。こうした府政運営を転換し、ひと・いのちが大切にされる京都府政の再生こそ求められている。

こうした立場から、わが党議員団は、以下の緊急対策とともに、来年度予算について要望を行ない、京都府が、その具体化を図ることを強く求めるものである。

緊急対策

年末を控え、来年度予算を待つことなく、厳しい雇用状況を踏まえ、雇用、生活支援、中小企業資金繰り等の対策を、以下のとおり緊急に具体化すること。

1、雇用の確保と安定、拡大、生活支援に向けた緊急対策について

- (ア) 雇用・失業情勢が深刻化しており、雇用・就職あっせんの相談体制を強化し、緊急雇用創出の予算拡充・前倒し執行を図ること。雇用の維持・確保と正規雇用の拡大、来春の新規採用の拡大にむけて経済界への働きかけを強化すること。新規高卒者が全員就職できるよう万全を期すこと。
- (イ) 国に対し、失業者の生活安定のため雇用保険法第27条の「全国延長給付」の発動など、雇用保険給付の延長や対象の拡大、雇用調整助成金の期間延長及び適用要件の緩和など弾力的運用を求めること。
- (ウ) 年末も年始も、住居、生活保障、雇用などがワンストップで相談に乗れるよう、労働局、市町村とも連携して体制をとるとともに、一人ひとりに寄り添った相談・支援体制がとれるよう万全を期すこと。また、今後、一時的な取り組みとならないよう継続化すること。
- (エ) トステム綾部工場の閉鎖計画は、企業の利益第一で雇用を顧みない身勝手なものであり、誘致した京都府の責任も重大である。雇用と地域経済を守る社会的責任を果たさせるため、工場閉鎖の撤回を強く求め、377人の雇用継続に全力を尽くすこと。
- (オ) (株) ジャトコの雇用問題で、労働局の判断に基づき、解雇された派遣労働者の安定雇用を図るよう改めて強く求めること。労働局の指導に従わない場合は、法律の遵守を担保する措置として雇用補助金の返還を求めること。

2、中小企業、地場産業への緊急対策について

- (ア) モノづくりの技術力と集積をもつ機械金属などの町工場の苦境を打開するため、貸し工場の家賃や機械のリース代、電気代などの固定費への助成や緊急の休業補償措置を行なうこと。
- (イ) 制度融資の返済猶予を3年に延長すること。金融機関や保証協会が既存借入の借換や元金据置、返済猶予に積極的に対応するよう指導を強化すること。
- (ウ) 国に対し、中小企業への休業補償や固定費助成など直接支援を緊急に実施するとともに、大企業の中小企業いじめを防止する法律を制定すること、資金繰り支援の緊急対策を講じることを強く求めること。
- (エ) 大企業の下請け切りを許さず、中小企業への仕事の発注を強く要請すること。
- (オ) 仕事の大幅減少に苦しむ業者に対し、国保料や固定資産税の減免を実施するよう、市町村と協力して支援策を講じること。

3、新型インフルエンザ対策について

- (ア) 国民健康保険について、中学生以下の子どもはもとより、高校生以下の子どもの無保険状態を一

掃すること。そのためにも、短期証の「留め置き」等による実際の「無保険」状況の実態について府として至急調査すること。窓口での滞納保険料の納付相談を条件とした短期証交付をやめ、郵送での無条件交付を市町村に助言すること。

少なくとも、長期間の留め置き状態は即時に解消するよう求めること。医療費一部負担金の減免制度、法定減免や申請減免制度について、低所得による基準を定めること、保険料の滞納の有無を条件としないこと等、制度が実際に活用されるよう市町村に助言すること。

新型インフルエンザの流行に対し、ワクチン接種が始まったが、ワクチンが足りないこともあいまって現場に混乱が生じており、接種対象者の範囲、優先順位等を分かりやすく広報するとともに、市町村、医師会なども協力し、集団接種等、府民の不安にこたえる万全の態勢をとり、医療機関への支援策をいっそう強化すること。

(イ) ワクチン接種に対する費用負担軽減策をいっそう拡充すること。

(ウ) 重症患者対策として、感染症指定医療機関以外の医療機関においても重症患者等が受け入れられるよう、医療機関に対する施設・設備を整備する際の財政的支援、医療従事者に対する補償制度創設、医療物資の安定供給等、医療体制の確保のための財源措置等を講じること。

1、医療、社会保障の崩壊をくいとめる対策を

医師養成数の抑制や、毎年2200億円の社会保障費抑制により、地域医療が崩壊の危機に瀕し、また国民健康保険の危機など、社会保障のあらゆる分野に深刻なひずみが噴出しており、その解決に全力をあげることは喫緊の課題である。その立場から以下の事項の具体化を求める。

- ① 国に対し毎年2200億円削減する社会保障費抑制路線を撤廃し、医療費総枠を拡大し、保険でよい医療が提供できる診療報酬体系を確立するよう求めるとともに、現行の医療水準が後退することがないように、関係者と連携し万全を期すこと。
- ② 後期高齢者医療制度は、直ちに廃止するよう政府に求めるとともに、70歳から74歳の窓口負担の一割から二割への引き上げの中止、撤回を求めること。また、京都府の老人医療助成制度を国の医療改悪に合わせて縮小する計画を撤回するとともに、70歳から74歳の医療費負担増を国が実施した場合は京都府独自制度で一割に抑えるよう拡充すること。
- ③ 療養型病床群の廃止・削減計画の凍結が履行されるよう、国に廃止縮小計画の中止・撤回を求めること。
- ④ 医師不足等による地域医療崩壊の危機を打開するため、国に対し養成医師枠の抜本的増員、診療報酬の改善など抜本的対策を求めるとともに、医師確保のための緊急対策を求めること。本府の医師確保対策について関係者の声も踏まえ、府北部はもちろんのこと南部地域も含め緊急的な対策を講じること。本府として、医師不足地域や診療科に対し、切れ目ない支援ができるよう、医師会等をはじめ関係機関が連携した医師確保・配置対策ができる仕組みを新たに講じること。
- ⑤ 特定健診・特定保健指導については、保健予防活動を後退させないこと。また、75歳以上の後期高齢者に対する健診・保健指導が従来どおり実施できるよう、京都府として必要な財政支援を行なうこと。
- ⑥ 「がん対策推進計画」は、京都府保健医療計画から独立したものとして位置づけ、常設の「がん対策推進協議会」を設置し患者本位のがん対策の総合的推進を図ること。協議会には、患者や家族の代表の参加を求め当事者の声を反映させること。
- ⑦ 高次脳機能障害や脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充を図ること。
- ⑧ 国に対し、対象拡大された小児慢性特定疾患健康管理事業や特定疾患治療研究事業の継続と更なる拡充を求めること。府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた先天性胆道閉鎖症患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。難病全体を恒久的に負担軽減するような制度の検討を国に求めること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行なうこと。
- ⑨ 京都府肝炎治療特別促進事業については、助成の対象となる治療をインターフェロン治療に限定せず、肝がん、非代謝性肝硬変患者の治療も含めるとともに、1回限り、1年以内（一部1年超）という助成回数・期間の制限をなくし、自己負担額を原則1万円とし、低所得者は無料とすること。京都府感

染症対策協議会肝炎部会は、独立した「肝炎対策協議会」とし、遅れている京都府の肝炎対策を抜本的に強化するため、患者や家族の代表の参加を求め、集中的な検討を行なうこと。また、無料肝炎検査を全医療機関に広げ、肝炎対策拠点病院を中心に府内のあらゆる地域で最新の治療を受けることができる医療体制整備を図ること。国のウイルス性肝炎感染拡大に対する責任を明確にした、肝炎対策基本法の早期制定を求めること。

- ⑩ 「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援をさらに強化するとともに、一刻も早く舞鶴医療センターの北部サブセンターを再開すること。また、NICU、PICUの整備、小児救急体制の全二次医療圏での整備とシステムの充実を進めること。精神科救急医療体制の整備を引き続き進めること。
- ⑪ 看護師の確保を保障する診療報酬の改善を国に求めること。「看護師需給計画」策定にあたっては、看護師不足の実態と関係者の意見を踏まえたものとする。また看護師確保対策として、府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実させること。准看護師移行教育のための「二年課程通信制」を早期に開設すること。OT、PTの養成確保と地域偏在解消のため、診療報酬の改善を国に求めるとともに、研修の充実など地域偏在解消対策を講じること。
- ⑫ 「地域包括ケア」システムを小さい単位で実施できるよう、医療・保険・福祉の連携を市町村や関係団体と連携をとり、切れ目なくサービスが受けられるよう支援すること。
- ⑬ 特別養護老人ホームの増設や昼間独居対策など、施設、在宅とも基盤整備に全力をあげる。また施設利用時の給食費・居住費の負担を軽減し、低所得者に対する保険料・利用料の減免制度を設けること。また、地域包括支援センターのマンパワーの確保や運営に対し支援を行なうこと。低すぎる介護報酬を引き上げ、マンパワーの確保と働き続けられる条件整備を行なうこと。また介護給付費に対する国庫負担割合を2分の1に引き上げるよう国に求めるとともに、保険料の相次ぐ値上げを防ぐため、ただちに国庫負担を25%から30%へ引き上げるよう求めること。
- ⑭ 障害者自立支援法の廃止を国に強く求めること。また、「応益負担」の廃止、報酬「日割り方式」を直ちに撤回するよう国に求めること。府が実施する負担軽減制度について、給食費や居住費も対象に加えるなどいっそうの負担軽減を図ること。コミュニケーション支援や移動支援等の地域生活支援事業について、すべての市町村で無料化され、その他の事業でも低所得者への負担が軽減されるよう、府としてガイドラインを示し、実施する市町村を支援する助成制度を創設すること。
- ⑮ 障害程度の区分認定にあたっては、知的障害者や精神障害者が低く認定される傾向にあることから、障害者の特性や実態にあった調査方法に改善すること。また、報酬が大幅に減収となっている施設や事業所が安定的に事業を運営できるよう、報酬の日割り方式導入による減収を補填する運営費助成を創設すること。地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。小規模作業所が新事業体系に移行するまでは、現行の府独自補助制度の水準を維持すること。
- ⑯ 所得制限の強化など高齢者、母子家庭、障害者の福祉医療制度を後退させる「見直し」は、やめること。高齢者、母子家庭、障害者等を救済するため、独自の福祉医療制度を検討、創設すること。また、「高額医療費の償還払い」の手の簡素化と窓口負担の軽減、重度心身障害老人健康管理事業の3級への拡大を行なうこと。
- ⑰ 国民健康保険への国の補助率の引き上げを求めること。住民の生存権を脅かす保険証の取り上げ、資格証明書・短期証の発行は行なわないよう市町村に助言すること。国民健康保険の都道府県単位の一元化を検討する「あんしん医療制度検討会」は中止すること。
- ⑱ 介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、介護・診療報酬の引き上げを国に求めるとともに、いっそうの賃金・労働条件等改善へ支援策の拡充を求めること。
- ⑲ 生活保護費の国庫負担金を堅持し、母子加算・高齢加算を元に戻すよう国に強く求めること。生活保護の申請を窓口で拒否し、抑制するやり方を改め、生活保護を受ける権利を保障するため、辞退届の強要や申請抑制などを行なわないようにすること。生活保護の申請用紙を関係機関の窓口を設置すること。リバースモーゲージ制度の適用は行なわないこと。医療券方式を医療証方式にきりかえるなど、抜本的な改善を行なうこと。生活保護世帯への見舞金を復活させること。

2、京都経済の主役である中小企業と雇用を守る、京都経済の立て直しを

中小企業の倒産の増加や雇用失業情勢の悪化など、経済危機が深刻化している。京都経済の主役である中

小企業と雇用を守り、京都経済の立て直しを図ることが強く求められており、以下の施策の実施を求める。

- ① 日雇い派遣・製造業への派遣労働の禁止など、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるとともに、本府の雇用のための企業立地補助金は、人員削減や撤退などについての罰則規定を設けること。
- ② 雇用対策事業を充実し、資金繰り、事業相談、生活応援の相談窓口を、商工労働観光部、府民生活部など関連部署の連携のもと設置すること。
- ③ 真っ先に雇用を奪われかねない障害者の雇用確保に力を尽くすとともに、障害者・高齢者の雇用率達成にむけて求人開拓などの取り組みと指導を強化すること。
- ④ 大企業、親企業から工賃切り下げがおきている。中小企業、下請け企業の経営を守る下請け2法（下請け振興法・下請代金遅延防止法）の厳格な適用がされるよう、親企業等への指導を徹底し、下請け企業支援を行なうこと。
- ⑤ 西陣、丹後、京友禅の振興を図るため、「伝統と文化のものづくり振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行なう対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など早急な実態調査を行なうこと。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成を図ること。
- ⑥ 「北部産業技術支援センター」への技術職員の増員など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行なうこと。
- ⑦ 企業誘致偏重の施策を改め、「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、府内経済と雇用を支える中小企業への振興対策を抜本的に強化すること。また、「伝統と文化のものづくり条例」「中小企業応援条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、「振興対策協議会」の設置など真に実効ある振興策を確立すること。
- ⑧ 公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とすること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保するため、「公契約条例」の制定を行なうこと。
- ⑨ 府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の仕事確保を図ること。また、バリアフリー化、耐震改修など住宅改修助成制度を中小建設業者の仕事確保の観点からも拡充発展させること。また、小規模工事希望者登録制度を創設すること。また、印刷物等については、製造物請負にかえ、適正な入札価格となるようにすること。
- ⑩ 府民公募型安心・安全整備事業は、継続するとともに、単年度工事だけでなく複数年にまたがる工事も対象とし、市町村と連携を強化するなど、発展させること。また、職員体制を強化すること。
- ⑪ 地域経済と商店（街）、生活環境に大きな影響を及ぼす大型店の相次ぐ出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用し、自治体の独自規制を強化できるよう支援すること。また、国に対し大店立地法の需給調整排除の条項を削除するよう求め、中心市街地への大型店の出店攻勢に歯止めをかけること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、市町村と協力して大型店の無秩序な出店にたいする強力な指導を行なうこと。商店街振興のための支援を抜本的に強めること。
- ⑫ 制度融資の金融機関丸投げをやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行なう仕組みに変えること。中小企業支援融資については、商工会などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興を図ること。信用保証料や金利負担の軽減を図ること。
- ⑬ 新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実を図ること。中小企業金融の実態を調査し、原油原材料高騰対策など、積極的な融資対策を講じること。中小企業あんしん借換融資について、日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定を図ること。信用保険制度の改悪による責任制の導入を撤回するように国に求めること。

3、ふるさと再生—農林漁業への支援を抜本的に強め、 自給率向上、食の安全の確保を

先の総選挙では農業つぶし農政に「ノー」の審判が下された。政権交代した鳩山内閣は、農山漁村の活性化、主要穀物の完全自給、小規模農家を含めた農業の継続などを掲げ、その目玉として「個別所得保障制度」

の実施を打ち出し一定の期待を集めている。しかし、一方では日本農業を壊滅に導く日米 FTA 交渉促進を掲げており、国民の厳しい批判があがっている。

今後、新政権のもとで農政がどのように具体化されていくのか定かではないが、京都府としても、今回の審判に答え、日米 FTA 交渉に強く反対するとともに、京都府農業の再生に向け、全力を挙げるべきである。

- ① 「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、対策を講じること。
- ② 農家が安心して米生産に励めるよう、生産費を償う価格保証と農業の多面的機能に着目した所得保障で、米価 18,000 円の実現を強く政府に求めること。当面、米価の暴落に歯止めをかけるためにも、備蓄制度の改善、ルール通りの買入れなどの米価対策をただちに講じるよう国に求めること。また、府独自にも最大限可能な価格保障、所得補償を実施すること。特栽米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家に対する所得補償制度を実施すること。すべての産地・農家が加入できる野菜の価格保障制度を確立すること。また、小豆・黒大豆・伝統京野菜などに積極的支援を行なうこと。
- ③ 不必要な MA 米輸入は中止するよう政府に求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立のためにも、WTO 農業協定を根本から見直し、米を自由化の対象から外すよう要求すること。日米 FTA 交渉は行なわないこと、日・豪 FTA・EPA 交渉の中止を政府に求めること。
- ④ シカやイノシシなどによる被害が深刻な影響を与えており、よりいっそう本格的な対策を進めるため、特定鳥獣害保護管理計画を根本から見直すとともに有害鳥獣対策予算を大幅に増額し、適切な駆除体制の確立、効果的な防除対策を実施すること。国に対し、有害鳥獣対策への助成制度と被害補償制度の確立を求めること。
- ⑤ 農業を「続けたい人」、「やりたい人」すべてを担い手として支援するよう強く政府に要求すること。
- ⑥ 集落営農・受託組織など地域農業を守る農家の組織化・共同化を図り、農業機械更新への助成など積極的に支援すること。
- ⑦ 多様な家族経営の維持・発展を図ること。新規就農支援対策を抜本的に強化し、貸与額の引き上げ、期間延長などを図ること。農家子弟に対しても必要な特別対策を講じること。
- ⑧ 農外企業の参入を厳しく規制・監視すること。農業委員会予算を拡充し活動強化を支援すること。
- ⑨ 都市住民に新鮮な野菜を供給する近郊農業を守り、振興を図ること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。城陽市特産の寺田いも・茶などアラスの畑作地域の市街化区域への変更は行なわないこと。
- ⑩ 中山間地直接支払い制度の積極的活用を図ること。また、実施状況を調査し、必要な拡充、改善を政府に要求すること。さらに、いわゆる「限界集落」に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落存続の力をつくる担い手対策をはじめ、行政の継続的支援体制を抜本的に強化すること。
- ⑪ 畜産飼料高騰対策、飼料自給化、特に飼料用稲（WC S だけでなく穀実利用）の実用化への支援を行なうこと。国に対して、乳価の価格引き上げを強く要望すること。家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営支援対策を強化すること。20 ヶ月齢以下牛の BSE 検査に対する補助の復活を国に要求するとともに、府独自検査を継続し、全頭検査体制を維持すること。米国産牛肉の輸入規制緩和に反対し、国内と同様の安全性対策を要求するよう国に求めること。
- ⑫ 外材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。府内産材の利用促進のため、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の交付金については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など新たな事業の促進を図ること。
- ⑬ 育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興を図ること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格保証、所得補償を国に要求するとともに、担い手対策を強化すること。また、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援を図ること。
- ⑭ 大型クラゲの大量発生が沿岸漁業に大きな被害を与えており、対策強化が強く求められている、漁網の改善、改良をはじめ予報体制を強化すること。被害補償や経営支援を行なうこと。発生メカニズムの解明など原因追究と対策確立を国に要求すること。
- ⑮ 「食の安全」確保のため、食品衛生監視員の専任化・増員を図り、保健環境研究所、保健所、消費生活安全センターなどの体制強化と検査機器の充実を図ること。市町村ごとの消費者相談の専門の窓口を早急に設置できるよう支援の強化を行なうこと。

- ⑯ 輸入食品の安全性確保のための検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- ⑰ 地産地消の促進を図るため、府内の学校や保育園、福祉施設、病院等で府内産米など地元産食材の活用を促進すること。そのために必要な財政支援を行なうこと。
- ⑱ この間の農協合併と経営優先の運営によって、農家組合員の農協離れが加速している。農協が民主的な運営に立ち返り、農協本来の役割をとりもどすよう、府として指導を強化すること。また、計画中の京都の農協一本化・大合併は行なわないよう指導すること。

4、貧困から子どもを守り、豊かな未来を。子育て支援策の抜本的拡充を

子どもの豊かな未来のために、人間らしい生活を取りもどす、貧困の解消へ向けた行政の取り組みが重要である。子育て対策と教育予算を抜本的に拡充するとともに、府が市町村とも協力して、子育て支援策を強化することが必要である。また、子どもに関わる事案に対応するため、児童相談所をはじめとした体制の強化、市町村、関係機関との連携をはじめ、総合的な支援策が求められている。よって、次の諸対策の実施を強く求める。

- ① 乳幼児医療費助成制度を、通院、入院ともに、中学校卒業まで、無料化すること。当面、通院についても小学校卒業まで拡充し、月3000円までの自己負担及び償還払い制度は撤廃すること。すべての医療圏で小児救急医療体制を確立するとともに、小児医療の体制の整備を図ること。府立医科大学附属病院「小児医療センター」は、小児医療の総合的拠点にふさわしい内容となるよう整備・拡充すること。
- ② 国に対し、保育所最低基準の引き下げの動きなど公的保育を後退させる動きに反対するとともに、待機児童の解消、保育士等の処遇改善などを求めること。また、小規模学童保育の支援を引き続き行なうとともに大規模学童保育所の解消を支援すること。
- ③ 子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、住民・関係者の要求・意見を積極的に反映させること。また、企業の行動計画づくりと有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善に向けて、国と協力して指導・援助を強めること。養護学校児童生徒をはじめ、障害児をふくむ学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減、一人親家庭への支援の強化などに努めること。中高生を対象にした障害児放課後サポート事業の拡充を図ること。
- ④ 「家庭総合支援センター」（仮称）開設にあたっては、現場関係者などの意見・要望を十分反映した施設整備を行なうこと。また、乙訓・南丹地域に新たに児童相談所を設置し、府内での総合的な支援体制がいっそう充実されるようにすること。被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう体制を拡充すること。府民、市町村、関係機関と協力し、児童虐待の早期発見、保護、児童虐待そのものの根絶のための施策展開を図る実効性あるネットワークを構築すること。
- ⑤ 「子ども発達支援センター」は、AD・HD・学習障害・高機能広汎性発達障害などの障害児も含め障害児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいっそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行なうこと。同センターの地域療育部門の拡充を図り、北部にも地域療育センターを整備すること。また、「発達障害支援センター」の体制強化や、圏域支援センターの充実など対策を講じること。
- ⑥ 配偶者暴力相談支援センターの体制を強化すること。また、府北部、南部に配偶者暴力相談支援センターを設置すること。児童養護施設の増設などを行ない、緊急一時保護施設、母子生活支援を拡充すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑦ 乳幼児から大人までの喘息やアトピー性皮膚炎、アナフラキシーショック、化学物質過敏症などアレルギー性疾患についての府内での実態調査および要望調査を行なうこと。そのもとでの、府としての総合的なアレルギー性疾患についての方針を確立すること。
- ⑧ 保健士や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行なうこと。

5、どの子にも行き届いた教育を。子どもを中心にした学校づくり 文化・芸術・スポーツの振興を

貧困と格差が子どもたちにも重大な影響を与えている。国民の運動と世論の中で、新政権は来年度から公立高校の授業料の無償化や全国一斉学力テストの見直しなどを政策に掲げている。競争と差別・選別の教育から、どの子にも行き届いた教育を実現することなど、府民の切実な願いに応えるため、次の諸施策の実施を求める。

- ① 国に対して「30人学級」の実施を求めるとともに、全ての小・中学校の全学年で速やかに少人数学級を実施し、高等学校へも拡充すること。また、いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して支援体制を強化すること。子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめること。競争教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の完全な中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。
- ② 希望するすべての生徒に行き届いた高校教育の機会を保障し、地域の高校を守り発展させること。競争と格差を激化する現在の高校入試制度を抜本的に見直し、特色選抜制を中止するとともに、総合選抜制を拡充し、普通科を減らさないこと。さらに、減らされた定時制・通信制の募集定員を増やし、南部地域に新設すること。
- ③ 宇治市への養護学校建設にあたっては、保護者や関係者の意見や要望を反映したものとし、城陽市に一刻も早く養護学校を新設すること。桃山養護学校を存続させ、桃山学園の子どもたちの教育を守ること。過密な南山城養護学校や、向日が丘養護学校の医療的ケアを要する子どもたちの長距離・長時間通学を解消し、老朽校舎の抜本的改修や寄宿舎の充実を図ること。特別支援教育の充実のため、高等学校や私立学校を含むすべての学校に特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。特別支援学級の存続と発展、通級指導教室の拡充・整備など、特別支援教育条件の拡充を行なうこと。
- ④ 教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員の配置を抜本的に改め、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、専科教員を配置し、養護教員、事務職員の複数配置をはじめ、食育の充実には欠かせない栄養教諭・職員の全校配置、専任の図書館司書の全校配置など、教職員定数・配置の抜本改善を図ること。希望する全ての学校にまなびアドバイザー（スクールソーシャルワーカー）を配置すること。
- ⑤ 府立学校の耐震補強工事やバリアフリー化の促進などをすすめること。そのために、国に対し国庫補助制度の拡充を求めるとともに、市町村への支援も行なうこと。
- ⑥ 義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図るとともに、就・修学援助制度を拡充すること。高等学校等の保護者負担の軽減や通学費補助の拡充、各種奨学金制度の充実を図るとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。教育の機会均等と公私間格差の是正のため、私立高校についても授業料の無償化にむけて国に予算措置を求めるとともに、本府の私学助成を大幅に引き上げること。また直接助成の単価を改定し、授業料減免制度については学校負担なしで、低所得者に対して全額免除を行なえるようにすること。府外の私学へ通う生徒への助成金を復活させること。
- ⑦ 経済的な理由で高等教育を受ける権利が侵害されないようにするため、高すぎる大学の学費の値下げを行なうよう、国に要望するとともに、給付制の奨学金の導入を求めること。
- ⑧ また本府としても、府内出身の大学生等に対して無利子の奨学金制度を創設すること。
- ⑨ 子どもたちの安全を守ることは自治体の基本的役割であり、学校の安全を守る責任は行政にあるとの立場から、子どもたちの登下校や日常生活の安全対策を支える予算措置、指導に携わる教職員及び児童保育所など児童福祉施設の職員の増員に積極的に取り組むこと。
- ⑩ 同和奨学金償還対策事業は止めるとともに、貸与者に対し返済を求めること。
- ⑪ 府内の文化・芸術・スポーツの振興に資するよう財政措置も含め府の責任を果たすこと。府立のスポーツ施設の改修を計画的にすすめること。府立体育館や伏見港公園体育館などの建設後、長期間が経過した施設についても、遅滞なく大規模な修繕・改修を実施すること。また、指定管理施設を含め、施設の目的にふさわしい、安価な施設利用料となるようにすること。また伏見港公園や山城総合運動

公園の駐車場は施設利用者については安価に利用できるよう、府として必要な財政措置を講じること。健康スポーツの観点から、管理栄養士の配置を含めスポーツ施設の指導員を増員すること。

- ⑫ 憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。さらに、義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という国の責務を果たすよう、国に求めること。
- ⑬ 公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行ない、さらに府立大学の老朽校舎の改修を急ぐこと。府立2大学の授業料減免措置を拡充すること。
- ⑭ 府立大学の下鴨農場については関係者の意見を十分に聞き、存続させるよう検討すること。

6、「京都議定書」の名にふさわしい環境行政、地域づくりの実現を

鳩山首相が2020年25%削減（90年比）の中期目標を国際公約し大きな注目を集めている。「京都議定書」採択の地京都府がこの目標実現の先頭に立って取り組むことが強く求められている。また、環境汚染をなくし自然環境を守る環境行政の強化も当然である。そのためにも次の諸施策の実施を強く求める。

- ① 「京都府地球温暖化対策条例」で掲げる温室効果ガスの削減目標（2010年までに1990年比で温室効果ガスの総排出量を10%削減する）を達成するため、排出量の大半をしめる産業、運輸部門の対策を抜本的に強化すること。温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ② 2011年以降20年に向け、90年比25%削減の国目標を上回る京都府の積極的な中期目標を設定すること。市町村に対し同様に積極的取り組みを指導し、必要な支援を行なうこと。計画の基礎となる電力計数は全国計数にし、京都市とのダブルスタンダードは解消すること。風力・太陽光発電など自然エネルギーの活用と開発・普及に対し府独自の補助制度を創設し本格的に取り組むこと。電力会社に対し、全ての小規模発電の電力を安定した価格での買い取りを義務付ける固定価格買取制度の拡充を国に求めること。
- ③ 府域での温室効果ガスの削減に逆行する年間830万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電所の2号機建設は行なわず1号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO₂排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標をもち厳しく指導すること。道路・河川敷の緑化、屋上、壁面緑化の推進など市街地の緑化対策を強化し、ヒートアイランド化を防止すること。
- ④ 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府が策定した「産業廃棄物規制条例」にもとづいて、徹底した立入検査の実施、不法投棄のルートと関与者の解明を行ない、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行も含めた実効ある措置をとること。
- ⑤ 城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃汚染土壌は完全に撤去させること。住民からの相談や通報については、迅速・丁寧な対応、関与者への的確・厳正な対応を行なうこと。また、汚染物質・土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に、万全の対策を講じること。また、条例、法令の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止を図ること。
- ⑥ ごみの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な指導援助を行なうこと。
- ⑦ ゴミの発生抑制と減量化のための施策を促進すること。また、RDFの製造・貯蔵を含む廃棄物処理場について、安全基準が策定されないもとでは設置を認めないこと。
- ⑧ アスベスト対策、ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査・監視体制の強化とともに、発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求めること。府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用を図るよう指導を強めること。また、府として、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化を図ること。南丹市のカンポリサイクルの焼却炉の運転についてはひきつづき監視を強めること。
- ⑨ 工場跡などの土壌汚染にたいし、土壌汚染対策法も活用して、実効的な対策を講じること。また、有害化学物質による環境汚染を防止するため、PRT法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及

び管理の改善の促進に関する法律) にもとづいて、有害化学物質の調査・研究など対策の抜本強化を図ること。とくに、ディーゼル車の排ガス規制の強化など二酸化窒素や浮遊粒子状物質削減対策、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロメタンなど）の環境保全目標の達成、内分泌攪乱物質（環境ホルモン）への本格的な対策、シックハウス問題への抜本対策等を講じること。

- ⑩ 産業廃棄物税を、産業廃棄物の減量化・リサイクル技術の研究開発支援などをはじめ、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進に生かされるよう取組みを検討、開始すること。中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充を図ること。
- ⑪ 重大事故が相次ぐ原発の総点検、老朽原発の段階的廃止を国と関西電力に要求すること。とくに、新潟中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原発の地震被害の教訓を生かし、耐震総点検の実施と必要な補強をただちに行なうこと、自主防災組織の抜本的強化を図ることを関電に強く求めること。国に対し「もんじゅ」の運転再開を認めないこと、老朽原発の運用延長は認めないこと、高浜原発3・4号炉のプルサーマル計画の中止を求めること。また、原発防災計画は府内全域を対象としたものに改め、医師確保をはじめ、2次被曝医療体制を早急に整備すること。
- ⑫ 「絶滅の恐れのある野生動植物保全条例」を活かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみで保全するため、府民啓蒙や無秩序な開発規制を強めること。特に、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。

7、4 ダム建設中止など淀川水系河川整備計画の撤回を 公共事業は防災対策・生活基盤整備に切りかえを

ムダな大型公共事業の典型である、ダム事業等の見直しの国民的な願いにこたえとともに、公共事業の在り方については、府民の安全を守り、地震・風水害など防災対策を最優先し、生活密着型に切りかえること。また、仕事の大幅減少で深刻な事態に直面している地元中小業者の仕事おこしに特別の対策を講じ、地域経済に配慮しながら、次の諸対策を実施するよう強く求める。

- ① 淀川水系河川整備計画については、流域の多くの住民の安全とともに、宇治川や嵐山の景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業である。府は、府民の意見を汲み上げ「流域委員会」が最終意見で指摘している問題点を受けとめ、いったん計画の撤回を求めるとともに、全面的な再検討を行なうこと。
- ② 来春完了予定の府営水道の宇治系・木津系・乙訓系の3浄水を接続する広域化事業については、水道料金の値上げを抑えるため、(1) 府一般会計からの負担、(2) 過大な水需要予測の見直しと無駄な水利権の放棄、(3) 市町への「カラ水量」押しつけを見直し、府民負担の軽減を行なうこと。また、さらなる水道料金値上げにつながる天ヶ瀬ダム再開から撤退すること。
- ③ 畑川ダム建設は、新規水源の確保や過大な水需要予測、水質問題等を再検討し中止すること。かけこみ入札した本体工事は、いったん実施を凍結すること。
- ④ 洪水を河川内におしとどめるこれまでの河川管理をあらため森林や水田の保水力を高め、遊水地等の配置、透水性舗装や雨水の貯留・浸透施設の設置など、総合的な河川管理に転換すること。そのため、京都府として具体的な施策を実施すること。
- ⑤ 災害に強い郷土づくりのため、遅れている河川改修、土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、堤防危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水常習地域等の改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。また、舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑥ 活断層調査の結果をふまえ、大規模地震対策を強化すること。学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震診断制度を無料化するとともに、住宅耐震改修助成制度で部分改修を認めるなど、内容を充実改善すること。
- ⑦ 学研都市開発計画は、木津東・木津北地区の中止など全面的な見直しをすすめ、自然が生かされたまちづくりへと転換すること。
- ⑧ 京都市内高速道路は市内の交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめるものであり、建設の中止を求めること。本府は、阪神道路株式会社から撤退すること。第2名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設をやめるよう国に求めること。高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の歩行者安全対策を緊急に行なうこと。

- ⑨ 「住宅建設計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない、府民の入居希望に応えること。公営住宅法の改悪に反対し、入居収入基準の引き下げ等による入居者の追い出し、家賃値上げをやめること。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。既存住宅へのエレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化が実施されていない住宅の整備を急ぐこと。エレベーターの電気代及び耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替えは、府の費用負担とすること。
- ⑩ マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急の実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行なうこと。
- ⑪ キリンビール跡地の開発については、90メートルもの高層ビル建設は中止するよう求めること。また、住民合意に基づき、景観や環境等配慮した計画となるよう再検討を求めること。
- ⑫ 鉄道駅のバリアフリー化について、一日の乗降客5000人以上の駅だけでなく、それ以下の駅についても市町村と協力し、計画的促進を図ること。奈良線複線電化を急ぐこと。安全対策を早急に講じること。
- ⑬ 世界歴史遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全を図ること。景観法の積極的活用を図り、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。

8、財界主導の道州制や関西広域連合の推進をやめ、 住民自治確立、清潔で「府民が主人公」の府政運営を

前政権による「三位一体」や「地方分権」改革の名による地方交付税の削減、福祉や教育などでの国の責任投げ捨てにより、地方自治体の財政は大変な事態に追い込まれ、地方自治破壊が進んでいる。

京都府として、これまで国に追随してきた姿勢を改め、地方財政の確保と地方自治を守る努力をすするとともに、府内市町村の自治を発展させるため、次の施策の実行を強く求める。

- ① 地方交付税の削減など地方財政の切り捨てを許さず、地方交付税の復元・拡充、義務教育費や生活保護費などナショナルミニマムを保証するための国庫補助・負担金を堅持するよう強く国に求めること。
- ② 「事業仕分け」による一方的な施策の切り捨てや地方自治侵害を行なわないように国に求めること。府としても、「事業仕分け」の手法による暮らしの施策削減や、給与費プログラムによる1500人の職員削減をやめ、土木事務所や保健所等の統廃合により、弱体化している現場の体制の検証・見直しを行ない、体制強化を図ること。
- ③ 消費生活相談センターの職員など、府政の重要な担い手である非正規職員に対して、研修実施や待遇改善を急いで進めること。臨時職員・講師についても、ワーキングプアを生み出すような待遇は直ちに改善すること。
- ④ 開発を推し進め、地方自治を破壊する財界主導の道州制導入に反対するとともに、道州制につながる関西広域連合を議会軽視、府民合意なしで推進することは中止し、市町村自治を支援する府政の推進を図ること。
- ⑤ 市町村への権限委譲については、財政、人的支援など市町村の要望をよく聞き、押し付けないこと。
- ⑥ 「税務共同化」の拙速な実施は、現場の混乱、府民の信頼失墜につながる恐れが強く、「京都地方税機構」に対し、来年1月の業務開始見送り、十分な準備期間を求めること。また、納税者の暮らしと営業を脅かす徴税強化は行なわないこと。
- ⑦ 市町村合併の押し付けや介入はいっさいやめ、市町村の将来はあくまで住民自身の自主的判断で決められるよう、徹底した情報の公開と住民投票など住民の意思を尊重すること。また、すでに合併した市町では、周辺部の衰退など深刻な事態が生まれており、合併していない自治体も含め、いっそうの市町村支援策を講じること。
- ⑧ 規模の小さい市町村や住民の地域づくりを支援するため、財政的支援及び専門職等の人的支援を強化するとともに、地域おこし事業への支援の拡充、未来づくり交付金を増額し、市町村の意向を尊重すること。
- ⑨ 市町村と連携し、過疎地域をふくめ通院・通学などの「生活の足」の確保、地域住民の「交通権」を保障するための財政的支援の拡充を国に求めるとともに、府としての財政面もふくめた支援強化を図ること。コミュニティバス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実を図ること。

- ⑩ 男女平等のいっそうの促進を図るため、策定された「男女共同参画条例」の運用にあたっては、憲法及び女子差別撤廃条約の男女平等の理念の徹底、母性保護、事業主責任、行政機関から独立した苦情処理・救済機関の設置等、その実効性が担保される措置を検討・具体化すること。
- ⑪ 政策方針の決定過程への女性の参画の促進、各種審議会への女性委員の登用をすすめ、委員の人選にあたっては、公募を含め公正・公平を期すこと。
- ⑫ パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善を図ること。また、府民からの発議も対象とし、施策に反映させること。
- ⑬ 知る権利の保障、原則公開の精神にのっとり、非開示条項の適用範囲を限定し、意思形成過程の情報であっても公開するなど、府情報公開条例の運用を抜本的に改善すること。公安委員会・警察本部の情報公開は、警察当局による恣意的な判断が優先されないようにすること。府からの出資、出えん、補助金の交付を受けている法人等には情報公開を義務化すること。
- ⑭ 個人情報保護がされず、「国民総背番号制」に道を開く住基ネットを中止するよう国に求めること。
- ⑮ 府民共有の財産は、その設置目的に相応しい運営がされるよう、技術者など人的配置や財政支援など行なうこと。指定管理者の指定にあたっては同様の措置を取る。また、未利用の土地については、地元住民の要求を第一に活用すること。
- ⑯ 府立植物園や府立資料館の本来の役割を充実させるため、専門職員の安定的な採用と養成に努めること。

9、憲法を暮らしに生かす平和な京都を

いま世界で日本国憲法の先見性が注目されている。平和条項の9条、文化的生存権を定めた25条をはじめ、民主主義と基本的人権を高らかにうたった憲法をいまこそ生かすときである。

新政権の岡田外相は、米軍の日本への核兵器持ち込み密約などについての調査を命じ、外務省は、日米政府間の密約を調査するチームを発足させた。また、国連安全保障理事会首脳会合で「核なき世界」をめざす米国提案の決議が全会一致採択されるなど、核兵器廃絶への国際世論が高まっている今、唯一の被爆国である日本が積極的役割を果たすことが期待されている。

世界と日本の新しい流れの中で、京都府も、府政の運営に憲法をしっかりと据え、府民の願いに応え、府民を守っていく行政のあり方が求められており、次の諸施策を行なうよう求める。

- ① 核密約の徹底究明と、非核三原則の厳守を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行なうこと。
- ② 災害時緊急対応等を名目にした舞鶴西港での自衛隊艦船の活動など、軍事的利用拡大は認めず、舞鶴港を平和の港として発展させること。米艦船等の舞鶴入港にあたっては、非核証明書の提出を求めること。
- ③ 周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。
- ④ 国民の基本的人権、報道の自由及び医療機関や自治体労働者のなどの権利を侵害し、国民を罰則つきで戦争に強制動員する武力攻撃事態法などの「有事法制」及び国民保護法の廃止を国に強く求めること。
- ⑤ 「憲法違反」のアメリカの戦争支援の延長は直ちに中止するよう政府に求めること。また、テロを根絶するため、全世界がテロを犯罪として取り締まるとともに、テロの土壌となっている貧困、飢餓、教育などへの支援を強めるよう政府に求めること。
- ⑥ 憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を府民の暮らしのすみずみに生かし、守るとりくみを支えること。

以上